

公共測量実態調査調査票



## 公共測量実態調査

事前に国土地理院から送付させていただいております「インターネットによる調査について」に記載されているIDとパスワードを入力して、「調査開始」ボタンを押してください。  
注意事項のページに移りますので、注意事項をお読みになりご回答願います。

ID  (半角入力)  
パスワード  (半角入力)

調査開始(SSL対応)

調査開始(SSL非対応)

SSL対応か非対応か不明な場合は、非対応を選択してください。

公共測量実態調査アンケートへの御協力ありがとうございます。  
なお、本アンケートの他に内容は異なるものの、同一期間に「国土地理院の地図等に関する利活用調査アンケート」が実施されることとなりました。  
つきましては、ご多忙のところ、誠にお手数をお掛けしますが、これら二つの調査に御協力頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

## 公共測量実態調査

### ◆ 記入上の留意点

この調査は、国(事務所等出先機関を含む)、都道府県、市町村、特別区及び独立行政法人等の約2,100の測量計画機関を対象に実施しています。  
貴機関においての公共測量の現状及び平成23年度に実施した公共測量等について、お伺いします。  
回答は、該当する番号等をお選びください。公共測量を実施していない場合においても、該当する部分について回答をお願いします。

### ◆ 情報入力上の注意事項

設問を回答中に、ブラウザ画面を閉じ一時中断する場合は、「一時中断」ボタンを押してデータを保存してください。次回再びログインしますと、データが入力された状態で中断したページから表示されます。  
※アンケート回答中は、ブラウザの「戻る」ボタンを使用しないでください。  
前のページに戻りたい場合は、下部の「前のページへ」ボタンを使用してください。  
ブラウザの「戻る」ボタンを使用した場合は、ブラウザの「進む」ボタンを使用することで、「戻る」ボタンを押す前の状態に戻ります。  
「一時中断」ボタンを押さずに終了した場合は、中断したページの前ページの入力内容が保存されています。

### 【調査票の内容についてのお問い合わせ】

調査票の内容についてのご質問は、国土地理院あてにお願いします。  
(電話での質問は混雑が予想されますので、できるだけメールでの質問をお願いします。)

### < お問い合わせ先 >

国土地理院企画部測量指導課統計調査係

電話:029-864-6149

E-mail [jittai@gsi.go.jp](mailto:jittai@gsi.go.jp)

実施期間: 2012年10月29日(月) ~ 2012年11月9日(金)

前のページへ

次のページへ

## 公共測量実態調査

- 初めて回答される方  
新規回答を選択し、編集パスワードは入力しないで次のページへお進みください。
- 既に回答されている方  
部署を選択後、編集パスワードを入力し、次のページへお進みください。

部署選択

編集パスワード  (半角数字6桁入力)

編集パスワードを忘れた場合は、国土地理院へお問い合わせください。

[前のページへ](#)

[次のページへ](#)

## 公共測量実態調査

### 回答一覧

アンケート回答の修正をする場合は、ページ下部にある「ログインページへ」ボタンを押し、ログインページからログインをし直してください。  
アンケート回答を終了をする場合は、ブラウザの終了をしてください。

#### 【Q1】各部署等の回答担当者

<b>①部署名</b>	<全角> (記入例)〇〇〇部△△△課 <input type="text" value="テスト機関"/>
<b>②電話番号</b>	<半角> (記入例)123-456-7890 <input type="text" value="029-864-6149"/>
<b>③メールアドレス</b>	<半角> (記入例)aaaa@aaaaaaa.aa.jp <input type="text" value="kmasa"/> @ <input type="text" value="gsi.go.jp"/>
<b>④編集パスワード</b>	<半角数字6桁> (記入例)123456 <input type="text" value="000000"/>

(注1) 編集パスワードは、中断などによるアンケートの再開、内容の修正および確認の際、必要となりますので、忘れないように必ずメモや印刷する等により各自で控えておいてください。

(注2) 設問一覧を打ち出し、各担当部署へ配付していただき、回答を集約した後で、本調査の依頼文を受領されたご担当者様が一括してQ1から回答入力することもできます。

設問の回答をせず、「一時中断」ボタンを押して終了画面に進み、「回答結果の表示」ボタンを押すことで、すべての設問が表示されます。表示された後、ブラウザの印刷機能を使用することで、すべての設問を印刷することができます。

#### 【Q2】本調査の依頼文を受領されたご担当者様が防災担当の部署に聞いてお答えください。

貴機関でハザードマップを作成している場合は、次の該当する項目にチェックを入れてください。(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	①	公共測量成果(地図:他の機関が整備した成果も含む)を背景図に使用している
<input type="checkbox"/>	②	国土地理院の地形図を背景図に使用している
<input type="checkbox"/>	③	民間企業の地図を背景図に使用している
<input type="checkbox"/>	④	不明

#### 【Q3】なお、これ以降(Q3～Q41)は、各部署の担当者ごとに回答願います。

下記の表は、貴機関が平成23年度に国土地理院宛に届出された「公共測量実施計画書」の内容を記載したものです。

経費の欄に、その測量に要した金額をご記入願います。また、電子納品されるデータの形式を、チェックボックスよりご回答願います。(複数回答可)その他を選んだ方は形式名をご記入願います。**回答欄は、表の右端にありますので、右にスクロールさせてください。**

削除	担当部署	測量目的	測量期間(自)	測量期間(至)	測量種別	等級・縮尺	作業量・面積	作業
<input type="checkbox"/>	<input type="text" value="陵墓課"/>	<input type="text" value="文化財調査"/>	<input type="text" value="2011/10/4"/>	<input type="text" value="2012/2/29"/>	<input type="text" value="基準点測量"/>	<input type="text" value="3級"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="text" value="陵墓課"/>	<input type="text" value="文化財調査"/>	<input type="text" value="2011/9/20"/>	<input type="text" value="2012/3/30"/>	<input type="text" value="基準点測量"/>	<input type="text" value="4級"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="text" value="陵墓課"/>	<input type="text" value="文化財調査"/>	<input type="text" value="2011/9/20"/>	<input type="text" value="2012/3/30"/>	<input type="text" value="水準測量"/>	<input type="text" value="4級"/>	<input type="text" value="4.6"/>	<input type="text"/>

【用語説明】DM: デジタルマッピングデータフォーマット(数値地図情報) CAD: SXFやDXF等CAD系のデータフォーマット 汎用画像フォーマット: TIFF・JPEG・PNG等  
上記の表に記載されている以外の公共測量を実施されましたか。(ただし、一般の地籍調査は公共測量実施計画書の提出が省略されていますので、該当しません。)

公共測量に必要な手続と様式集: <http://psgs.v.gsi.go.jp/koukyou/public/tetuzuki/index1.htm>

<input type="radio"/>	①	実施した(下記の表に実施された公共測量の内容をわかる範囲で記入し追加ボタンを押してください)
<input type="radio"/>	②	実施していない

③ わからない

各項目が不明な場合は、「不明」と入力してください。ただし、測量期間(自・至)、作業経費については、「不明」ではなく空欄にしてください。

担当部署	測量目的	測量期間(自)	測量期間(至)	測量種別	等級・縮尺	作業量・面積	作業量・距離	作業量・点数	作業機関
テスト機関									
作業経費(千円)	データの形式								
	<input type="checkbox"/> DM <input type="checkbox"/> CAD <input type="checkbox"/> シェープファイル <input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> 汎用画像フォーマット <input type="checkbox"/> その他 <input type="text"/>								

追加

(記入項目例)

測量目的: 都市計画、土地区画整理、下水道計画、下水道台帳、固定資産、河川計画、河川管理、ダム計画、砂防計画、海岸保全、道路計画、道路台帳、土地改良、農地開発、森林計画、農道台帳、農道計画、鉄道計画、港湾計画、空港計画、地盤変動調査、環境調査、文化財調査、地籍調査、総合計画、その他

測量期間: 2011/4、2012/1

測量種別: 基準点、水準、撮影(アナログ)、カラー撮影(アナログ)、数値撮影(デジタル)、現地測量、既成図数値化、数値地形図修正、デジタルオルソ(写真地図)、航空レーザ、地図編集、路線、用地、その他

【Q4】 公共測量の計画にあたり、利用できる公共測量成果を調べていますか。

<input checked="" type="radio"/> ①	自らの機関の公共測量成果のみ調べている
<input type="radio"/> ②	他の機関の公共測量成果のみ調べている
<input type="radio"/> ③	両方調べている
<input type="radio"/> ④	測量作業機関が調べている
<input type="radio"/> ⑤	調べていない

【Q5】 公共測量成果(公共基準点、空中写真、図面等)提出は、公共測量の重複をなくし他の測量で有効利用を図るとともに、国土地理院が実施する基盤地図情報の整備・更新、高精度化に不可欠なものであり、この基盤地図情報は、地理空間情報の活用推進のため、一般に無償提供されています(下記の国土地理院のウェブサイト参照)。

基盤地図情報サイト: <http://www.gsi.go.jp/kiban/index.html>

公共測量成果の提出に関して次の項目の中から該当するものにチェックを入れてください。(複数回答可)

<input type="checkbox"/> ①	公共測量担当者会議等や国土地理院の周知等により公共測量成果提出の必要性は理解している
<input type="checkbox"/> ②	特に1/2,500地図等の公共測量成果は、基盤地図情報の整備・更新の観点から提出の必要性を理解している
<input type="checkbox"/> ③	今回上記のウェブサイトを見て、1/2,500地図等の公共測量成果の提出の必要性を理解したので今後は提出したい
<input type="checkbox"/> ④	公共測量成果提出の必要性はあまり理解していなかったが提出している
<input type="checkbox"/> ⑤	公共測量成果提出の必要性を理解しておらず、提出していなかった
<input type="checkbox"/> ⑥	その他(上記以外にありましたらご記入願います)【記述】 <input type="text"/>

【Q6】 公共測量を実施する際に測量法第14条による関係都道府県知事に通知することになっていますが、通常どの時期に通知をおこなっていますか。

<input type="radio"/> ①	発注の公示前まで
<input type="radio"/> ②	発注の公示から開札までの間
<input type="radio"/> ③	開札後から作業着手前
<input type="radio"/> ④	作業着手後
<input checked="" type="radio"/> ⑤	していない

【参考】測量法第14条(抜粋)

(実施の公示)

第14条 国土地理院の長は、基本測量を実施しようとするときは、あらかじめその地域、期間その他必要な事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

2 国土地理院の長は、基本測量の実施を終つたときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

【Q7】 公共基準点を設置していますか。(ただし、地籍図根点は該当しません。)

<input type="radio"/> ①	している
<input checked="" type="radio"/> ②	していない

【Q8】 これまでに設置した公共基準点や空中写真、図面などの公共測量成果は、一般に公開していますか。

<input type="radio"/> ①	全部公開
<input type="radio"/> ②	一部公開
<input type="radio"/> ③	非公開

【Q9】 Q8で、「全部」、「一部公開」と回答された場合に伺います。それらの公共測量成果は、有料ですか。無料ですか。

<input type="radio"/> ①	有料
<input type="radio"/> ②	無料

【Q10】 Q8で、「一部公開」、「非公開」と回答された場合に伺います。その理由はどのようなことからですか。(複数回答可)

<input type="checkbox"/> ①	提供の体制が整っていない
<input type="checkbox"/> ②	条例等に非公開と規定されている
<input type="checkbox"/> ③	特定の個人を識別できる情報が含まれている
<input type="checkbox"/> ④	公開すると決まっていない
<input type="checkbox"/> ⑤	その他【記述】 <input type="text"/>

【Q11】 Q8で、「一部公開」、「非公開」と回答された場合に伺います。これらの公開されていない公共測量成果については、公開の予定はありますか。

<input type="radio"/> ①	3年以内に公開予定
<input type="radio"/> ②	4年後以降に公開予定
<input type="radio"/> ③	予定なし

【Q12】 公共測量成果の保管や交付に関して、ルールを規定していますか。

<input type="radio"/> ①	保管と交付両方に規定している
<input type="radio"/> ②	保管に関して規定している
<input type="radio"/> ③	交付に関して規定している
<input type="radio"/> ④	規定していない

【Q13】 保有する公共測量成果のデジタルデータを、貴庁舎から遠隔地の建物にバックアップとして保管していますか。(ただし、国土地理院に提出されている写しは除きます。また、遠隔地とは、貴機関が立地している市町村以外の場所をいいます。)

<input type="radio"/> ①	全てバックアップしている
-------------------------	--------------

<input type="radio"/> ②	一部バックアップしている
<input type="radio"/> ③	バックアップしていない

【Q14】公共測量成果の使用にかかる費用(提供に伴う実費を除く)についてはどうされていますか。(複数回答可)

③その他【記述】は、量や対象で区別している場合に選択してください。記述例:「2枚以上の場合は有料」、「公的機関の場合は無料」等。

公共基準点の場合

<input type="radio"/> ①	有料
<input type="radio"/> ②	無料
<input type="radio"/> ③	その他【記述】 <input type="text"/>

図面の場合

<input type="radio"/> ①	有料
<input type="radio"/> ②	無料
<input type="radio"/> ③	その他【記述】 <input type="text"/>

空中写真の場合

<input type="radio"/> ①	有料
<input type="radio"/> ②	無料
<input type="radio"/> ③	その他【記述】 <input type="text"/>

【Q15】公共測量成果(公共基準点及び図面等)の複製又は使用の申請件数は、年間何件程度ですか。(過去3年程度の平均)

①	<input type="text"/> 件
---	------------------------

【Q16】都市計画図等の大縮尺地図(1/1000~1/5000程度)を作成している機関にお尋ねします。ここ数年で、民間企業が整備・提供(販売等含む)する地理空間情報の更新のために、貴機関で作成した都市計画図等の提供依頼や使用許可申請(口頭含む。)があった場合は、どのように対応しましたか。なお、設問の「提供」には、貸与、販売を含み、利用目的不問での提供を含みます。

<input type="radio"/> ①	数値地図データのみを提供している
<input type="radio"/> ②	紙地図等(出力図やフィルム等含む)のみを提供している
<input checked="" type="radio"/> ③	相手の要望に応じ、数値地図データ及び紙地図等を提供している
<input type="radio"/> ④	提供しなかった
	④を選んだ場合は理由をご記入願います【記述】 <input type="text"/>

【Q17】積算をする際に、国土交通省の積算基準を準用していますか。

<input type="radio"/> ①	している
<input type="radio"/> ②	していない(民間企業から見積を徴収する)
<input type="radio"/> ③	していない(独自の基準を持っている)
<input type="radio"/> ④	していない(その他【記述】) <input type="text"/>

【Q18】国土地理院のホームページに製品仕様書例、製品仕様書作成支援ツールが公開されています。製品仕様書の



作成はどこが行っていますか。(複数回答可)

製品仕様書作成支援ツールは、下記のサイトからご覧いただけます。

製品仕様書作成支援ツール：[http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/public/seihinsiyou/seihinsiyou\\_index.html](http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/public/seihinsiyou/seihinsiyou_index.html)

<input type="checkbox"/> ①	製品仕様書例を参考に自らの機関で作成している
<input type="checkbox"/> ②	製品仕様書エディタを利用して自らの機関で作成している
<input type="checkbox"/> ③	測量作業機関に委託している
	②を選んだ方は、自らの機関で作成しない理由をご記入願います【記述】 <input type="text"/>
<input type="checkbox"/> ④	公開されていることを知らない
<input type="checkbox"/> ⑤	公開されていることを知っているが利用したことはない
	④を選んだ方は理由をご記入願います【記述】 <input type="text"/>
<input type="checkbox"/> ⑥	わからない
	利用したことがある方は、本サイトに対する意見、要望をご記入願います【記述】 <input type="text"/>

下記の表は、貴機関が定めている公共測量作業規程の一覧になります。

公共測量を実施する場合は、測量法により当該の測量計画機関が作業規程を定め、これに基づき測量作業機関に作業させることを義務付けています。なお、作業規程は、作業を標準化・効率化し、測量の正確さを確保するために必要なもので、作業規程の準則は、これを準用することにより簡単に作業規程を制定できる模範例です。

※合併前の旧自治体名等の作業規程がある場合は、廃止の手続きが必要になります。

※準用作業規程及び年度欄が

作業規程の準則 2008

土地区画整理事業測量作業規程 2008

土地改良事業測量作業規程 2011

より以前の作業規程の場合は、現在の測量技術を反映しておらず、必要な精度を持った測量成果を得られない場合がありますので、速やかな変更手続きをお願いします。

手続方法は以下のURLをご覧ください。

[http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/public/tetuzuki/index\\_tetsuduki.html#1](http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/public/tetuzuki/index_tetsuduki.html#1)

下記の表に、公共測量作業規程が表示されない場合は、制定の手続きを行ってください。

作業規程名称	準用作業規程	準用作業規程年度
文部省宇宙科学研究所公共測量作業規程	公共測量作業規程	1985
文部科学省大臣官房文教施設部公共測量作業規程	公共測量作業規程	2002
宮内庁書陵部陵墓課公共測量作業規程	作業規程の準則	2008

【Q19】作業規程の準則に基づく公共測量作業規程(通常は「作業規程の準則」を測量計画機関の作業規程としてそのまま読替準用)で公共測量を実施したことがある場合は、考えられるメリット等について、次の項目の中から該当するものにチェックを入れてください。(複数回答可)

<input type="checkbox"/> ①	各種測量が網羅的に規定されており、新たに独自の作業規程を検討して作成する必要がない
<input type="checkbox"/> ②	測量作業を受注する測量作業機関への説明・対応が容易である
<input type="checkbox"/> ③	作業規程どおりに実施させ、測量の正確さが確保できるため安心である
<input type="checkbox"/> ④	効率的に作業がなされるので安心である
<input type="checkbox"/> ⑤	特にメリットを感じない
<input type="checkbox"/> ⑥	その他(上記以外に感じたことがありましたらご記入願います)【記述】 <input type="text"/>

【Q20】作業規程の準則に基づく公共測量作業規程に変更又は制定しておらず、測量を実施している場合は、準用しない理由等について次の該当する項目にチェックを入れてください。(複数回答可)

(なお、公共測量作業規程は、業務発注の測量計画機関である地方公共団体等の1機関で1規程の制定で良く、各機関の作業規程の制定及び更新状況は、国土地理院の下記のウェブサイトを確認できます。  
 公共測量作業規程登録情報：[http://psgsv.gsi.go.jp/kouhyou/Kouhyou\\_SagyouKitei/Kensaku9.aspx](http://psgsv.gsi.go.jp/kouhyou/Kouhyou_SagyouKitei/Kensaku9.aspx))

<input type="checkbox"/>	①	作業規程の準則の存在を知らなかった
<input type="checkbox"/>	②	作業規程の準則を準用する手続を知らなかった
<input type="checkbox"/>	③	実施した測量の精度が、作業規程の準則の精度まで必要とせず、公共測量に該当しないと判断した
<input type="checkbox"/>	④	その他(上記以外の理由の場合はご記入願います)【記述】 <input type="text"/>

【Q21】公共測量の説明会等に参加したことがなく、作業規程の準則をご存知でない方はお答えください。  
 下記の国土地理院のウェブサイトで「作業規程の準則」及び「公共測量作業規程を定める手続き」について解説していますので、ご覧頂き、その感想等について、次の項目の中から該当するものにチェックを入れてください。  
 (複数回答可)  
 作業規程の準則とは：<http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/public/qanda/junsoku.html#q1>  
 測量作業規程の承認申請：[http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/public/tetuzuki/index\\_tetsuduki.html#1](http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/public/tetuzuki/index_tetsuduki.html#1)

<input type="checkbox"/>	①	作業規程の必要性が理解できた
<input type="checkbox"/>	②	当機関では既に作業規程が定められていることがわかった
<input type="checkbox"/>	③	当機関は未制定(又は未変更)であることがわかったので申請手続きをしたい
<input type="checkbox"/>	④	その他(上記以外に感じたことがありましたらご記入願います)【記述】 <input type="text"/>

【Q22】現在の作業規程の準則に、基盤地図情報の整備更新について記載されていることを知っていますか。  
 基盤地図情報は、下記のウェブサイトでご覧いただけます。  
 基盤地図情報サイト：<http://www.gsi.go.jp/kiban/index.html>

<input type="radio"/>	①	知っている
<input type="radio"/>	②	知らない

【Q23】「基盤地図情報」を業務で利用していますか。

<input type="radio"/>	①	現在利用しており、今後も利用する予定である
<input type="radio"/>	②	現在利用しているが、今後は利用する予定がない
<input type="radio"/>	③	現在利用していないが、今後は利用する予定である
<input type="radio"/>	④	現在利用しておらず、今後も利用する予定はない
<input type="radio"/>	⑤	わからない

【Q24】Q23で、利用している又は利用を予定していると回答した機関に伺います。事例はどのようなものですか。(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	①	法定図書の作成に利用
<input type="checkbox"/>	②	GISに利用
<input type="checkbox"/>	③	防災・災害対応に利用
<input type="checkbox"/>	④	その他【記述】 <input type="text"/>

電子納品していない場合は、設問27へお進みください。

【Q25】ここ2～3年で公共測量成果を電子納品させている、又はさせたことがある場合は、その方法等について、次の項目の中から該当するものにチェックを入れてください。

<input type="radio"/> ①	国土交通省の電子納品要領に準拠した要領により納品させている
<input checked="" type="radio"/> ②	独自に定めた電子納品要領により納品させている
<input type="radio"/> ③	特に要領は定めていないが電子納品させている

【Q26】 公共測量成果を電子納品させている、又はさせたことがある場合は、そのメリットや感想等について、次の項目の中から該当するものにチェックを入れてください。(複数回答可)

<input type="checkbox"/> ①	成果品の整理が容易である
<input type="checkbox"/> ②	成果品の格納、保管等のスペースを取らない
<input type="checkbox"/> ③	成果品の受け渡しが容易である
<input type="checkbox"/> ④	電子データのため簡単に他の用途に利活用でき、便利である
<input type="checkbox"/> ⑤	電子納品のメリットを感じなかった
<input type="checkbox"/> ⑥	その他(上記以外にありましたらご記入願います)【記述】 <input type="text"/>

【Q27】 測量成果を電子納品させたことがない場合は、その理由等について次の該当する項目にチェックを入れてください。(複数回答可)

<input type="checkbox"/> ①	電子納品のメリットや必要性を感じない
<input type="checkbox"/> ②	国土交通省で電子納品要領を定めていることを知らず、要領を定めていない
<input type="checkbox"/> ③	国土交通省の電子納品要領は知っているが、適用方法等がわからないため、要領を定めていない
<input type="checkbox"/> ④	その他(上記以外の理由の場合はご記入願います)【記述】 <input type="text"/>

【Q28】 国土交通省の測量成果電子納品要領をご存知でない場合でもお答え下さい。国土地理院では、本要領による電子納品化が進むと公共測量成果の活用・流通が促進されるとともに、地理空間情報の効率的整備と相互利用が進むと考えています。

次の項目で公共測量成果の電子納品が進んだ場合のメリット等について、チェックを入れてください。(複数回答可)

なお、本要領は、国土交通省の下記のウェブサイトで紹介しており、ダウンロードして利用可能です。

電子納品の趣旨：[http://www.cals-ed.go.jp/index\\_denshi.htm](http://www.cals-ed.go.jp/index_denshi.htm)

測量成果電子納品要領(案)：<http://www.cals-ed.go.jp/calsec/rule/sokuryou20.pdf>

<input type="checkbox"/> ①	他の公共測量への利活用が容易である
<input type="checkbox"/> ②	地理空間情報の効率的整備と相互利用が進む
<input type="checkbox"/> ③	整備した地理空間情報の更新に容易に利用でき便利である
<input type="checkbox"/> ④	わからない
<input type="checkbox"/> ⑤	その他(特筆すべきメリットや活用・流通の事例、御意見等がありましたらご記入願います)【記述】 <input type="text"/>

【Q29】 CADデータを数値地形図データ(DM)に変換するニーズはありますか。

<input type="radio"/> ①	ある
<input type="radio"/> ②	どちらかといえばある
<input type="radio"/> ③	どちらかといえばない
<input type="radio"/> ④	ない
<input type="radio"/> ⑤	わからない

【Q30】 数値地形図データ(DM)をCADデータに変換するニーズはありますか。

<input type="radio"/> ①	ある
-------------------------	----

<input type="radio"/> ②	どちらかといえばある
<input type="radio"/> ③	どちらかといえはない
<input type="radio"/> ④	ない
<input type="radio"/> ⑤	わからない

平成14年に世界測地系に移行に伴い、国土地理院では、これ以前に作成した各機関が管理する既存の公共測量成果（公共基準点、数値地図、紙地図）についても、世界測地系への変換対応をするよう、地方公共団体の担当者会議や説明会等で周知を図ってきました。貴部署が整備している公共測量成果の対応状況に関して、次の該当する項目にチェックを入れてください。（複数回答可）  
 なお、世界測地系に関する情報及び成果改定マニュアルは、国土地理院の下記のウェブサイトで紹介しています。  
 世界測地系の導入に関して：<http://www.gsi.go.jp/LAW/jgd2000-AboutJGD2000.htm>

【Q31】 公共基準点成果について（平成14年以前の測量成果）伺います。世界測地系に対応していますか。

<input type="radio"/> ①	全て対応済み
<input type="radio"/> ②	一部未対応
<input type="radio"/> ③	全て未対応
<input type="radio"/> ④	該当する成果がない

【Q32】 Q31で一部未対応、全て未対応にチェックを入れた場合は、変換しない理由について、次の該当する項目にチェックを入れてください。（複数回答可）

<input type="checkbox"/> ①	当該測量成果の使用時や更新時に変換しているため
<input type="checkbox"/> ②	域内では日本測地系のままの方が都合が良く、変換の必要性を感じない
<input type="checkbox"/> ③	その他（上記以外の理由の場合はご記入願います）【記述】 <input type="text"/>

【Q33】 数値地図成果について（平成14年以前に作成）伺います。世界測地系に対応していますか。

<input type="radio"/> ①	全て対応済み
<input type="radio"/> ②	一部未対応
<input type="radio"/> ③	全て未対応
<input type="radio"/> ④	該当する成果がない

【Q34】 Q33で一部未対応、全て未対応にチェックを入れた場合は、変換しない理由について、次の該当する項目にチェックを入れてください。（複数回答可）

<input type="checkbox"/> ①	当該測量成果の使用時に変換すれば良いものとしている
<input type="checkbox"/> ②	今後、更新するため変換の必要はない
<input type="checkbox"/> ③	位置関係把握の地図としての利用のため変換は必要なかった
<input type="checkbox"/> ④	その他（上記以外の理由の場合はご記入願います）【記述】 <input type="text"/>

【Q35】 紙地図成果について（平成14年以前に作成）伺います。世界測地系に対応していますか。

<input type="radio"/> ①	全て対応済み
<input type="radio"/> ②	一部未対応
<input type="radio"/> ③	全て未対応
<input type="radio"/> ④	該当する成果がない

【Q36】 Q35で一部未対応、全て未対応にチェックを入れた場合はその理由について、次の該当する項目にチェックを入れてください。（複数回答可）

<input type="checkbox"/> ①	当該測量成果の使用時に変換すれば良いものとしている
<input type="checkbox"/> ②	今後、更新するため変換の必要はない
<input type="checkbox"/> ③	位置関係把握の地図としての利用のため変換は必要なかった
<input type="checkbox"/> ④	その他(上記以外の理由の場合はご記入願います)【記述】 <input type="text"/>

【Q37】「電子国土Webシステム」を利用したことがありますか。(複数回答可)

電子国土Webシステムは、下記のサイトからご覧いただけます。

電子国土Webシステム：<http://portal.cyberjapan.jp/index.html>

<input type="checkbox"/> ①	職場で配信者として利用している
<input type="checkbox"/> ②	職場でユーザーとして利用している
<input type="checkbox"/> ③	職場で使用できる環境がない
<input type="checkbox"/> ④	利用していない

【Q38】公共測量の実施情報と実施地域図が閲覧できる「公共測量データベース」を利用したことがありますか？

①～③のいずれかを選択の上、④に意見、要望をご記入願います。

公共測量データベースは、下記のサイトからご覧いただけます。

公共測量データベース：<http://psgsv.gsi.go.jp/kouhyou/Kouhyou.KoukyouSokuryou/Kensaku10.aspx>

<input type="radio"/> ①	閲覧したことがある
<input type="radio"/> ②	知っているが利用したことがない
<input type="radio"/> ③	知らない
<input type="radio"/> ④	本サイトに対する意見、要望をご記入願います【記述】 <input type="text"/>

【Q39】数値地形図データの検査支援や、汎用フォーマット等へのコンバート機能がある、国土地理院が提供するフリーソフトウェア、「公共測量成果検査支援ツール(公共測量ビューア・コンバータ)」についてお伺いします。(複数回答可)

①～⑤のいずれかを選択の上、⑥に意見、要望をご記入願います。

公共測量成果検査支援ツール(公共測量ビューア・コンバータ)は、下記のサイトからご覧いただけます。

公共測量成果検査支援ツール(公共測量ビューア・コンバータ)：

<http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/public/sien/pindex.html>

<input type="checkbox"/> ①	数値地形図データの検査機能を使用したことがある
<input type="checkbox"/> ②	コンバート機能を使用したことがある
<input type="checkbox"/> ③	閲覧、印刷機能を使用したことがある
<input type="checkbox"/> ④	知らなかったが、部署内での利用ニーズはありそう
<input type="checkbox"/> ⑤	興味がないし、部署内での利用する機会もなさそう
<input type="checkbox"/> ⑥	本サイトに対する意見、要望をご記入願います【記述】 <input type="text"/>

【Q40】公共測量の諸手続きの書類作成が国土地理院のホームページ上でできる「公共測量申請書作成サイト」を利用したことはありますか？(注)利用とは、申請書を作成し、提出することをいう。

①～⑤のいずれかを選択の上、⑥に意見、要望をご記入願います。

公共測量申請書作成サイトは、下記のサイトからご覧いただけます。

公共測量申請書作成サイト：<http://psgsv.gsi.go.jp/shinsei/mainApplication.aspx>

<input type="radio"/> ①	はい
<input type="radio"/> ②	いいえ ②を選んだ方は利用しない理由をご記入願います【記述】 <input type="text"/>
<input type="radio"/> ③	知らない
<input type="radio"/> ④	サイトを利用し途中まで作成したが断念し、従来の方法で作成して提出した。

	④を選んだ方は途中でやめた理由をご記入願います【記述】 <input type="text"/>
● ⑤	測量作業機関にサイトを利用して書類作成をしてもらったことがある
⑥	本サイトに対する意見、要望をご記入願います【記述】 <input type="text"/>

【Q41】 公共測量について意見・要望等ありましたらご記入願います。

公共測量実態調査について意見・要望等ありましたらご記入願います。

[ログインページへ](#)